

岩手県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号。以下「法」という。)第5条第1項に基づき、岩手県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画を以下のとおり定める。

1 岩手県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

(1) 住宅確保要配慮者の範囲

住宅確保要配慮者は、法第2条第1項第1号から第5号までに定める者^{※1}及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成29年国土交通省令第63号。以下「施行規則」という。)第3条第1号から第10号までに定める者^{※2}のほか、同条第11号の規定に基づき、次のいずれかに該当する者とする。

ア 妊娠している者又はその配偶者

イ 配偶者を得て5年以内の者

ウ 海外からの引揚者で本邦に引き上げた日から起算して5年を経過していない者

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第一号表ノ三の第一款症に該当する者

カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設を退所しようとする者又は同施設を退所して5年以内の者

キ LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー)

ク 県外に住所を有する者で県内に住所を変更しようとする者又は県外に住所を有していた者で県内に住所を変更して3年以内の者

ケ 法及び施行規則に定める住宅確保要配慮者並びに上記アからクに掲げる者に対して必要な生活支援等を行う者

※1 法第2条第1号から第5号までに定める者

- ・低所得者
- ・被災者(発災後3年以内)
- ・高齢者
- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者
- ・子ども(高校生相当以下)を養育している者

※2 施行規則第3条第1号から第10号までに定める者

- ・外国人
- ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者
- ・DV(ドメスティックバイオレンス)被害者
- ・北朝鮮拉致被害者
- ・犯罪被害者
- ・生活困窮者
- ・更生保護対象者
- ・東日本大震災による被災者

(2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

ア 公的賃貸住宅

住生活基本法第 17 条第 1 項の規定に基づく岩手県住生活基本計画（平成 25 年 1 月、平成 31 年 3 月改訂）に定められた公営住宅の供給の目標量を踏まえ、市町村と連携し、公的賃貸住宅（法第 2 条第 2 項各号の規定に基づく賃貸住宅）を公平かつ的確に供給する。

イ 登録住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）

地域における空き家・空き室の有効活用により登録住宅（法第 8 条の規定に基づき住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅として登録を受けたもの）の供給の促進を図る。

2 目標を達成するために必要な事項

(1) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

岩手県住生活基本計画を踏まえ、既存公的賃貸住宅ストックの有効活用や入居後の管理適正化等により住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給を促進するとともに、公的賃貸住宅の管理等を行う市町村の住宅部局及び各市町村の福祉部局や居住支援活動を行う法人等並びに岩手県居住支援協議会（以下「県協議会」という。）との連携により公的賃貸住宅の入居者に対する居住支援の適切な実施を推進する。

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

賃貸住宅所有者及び民間賃貸住宅事業者等（以下「賃貸人」という。）に対し、法第 8 条の規定に基づく登録住宅制度に係る情報提供及び登録住宅の管理の状況に係る指導監督等を適切に実施することにより、登録住宅の供給促進を図る。

また、市町村・賃貸住宅管理業者・宅地建物取引業者及び居住支援を行う団体等で構成される居住支援協議会の設置・活動を支援するとともに、県協議会の活動を推進し、法第 4 章に定める住宅セーフティネット制度について継続的に周知する。

併せて、住宅扶助費に係る代理納付の実施拡大、賃貸人及び住宅確保要配慮者に対する支援制度の活用促進等により、賃貸人等の負担軽減に努めるものとする。

(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

県協議会等が実施する居住支援の周知等により賃貸人及び住宅確保要配慮者の不安解消に努める。また、既存の公営住宅ストックについて、誰もが安全で安心して生活できるための改修を図る。併せて、民間賃貸住宅の適切な維持管理、計画的な修繕の実施について、賃貸人・賃貸住宅管理業者に対して普及啓発を図る。

3 計画期間

2026 年 3 月 31 日までとする。